

改正 平成18年3月23日規則第8号

長野県情報公開条例施行規則をここに公布する。

長野県情報公開条例施行規則

長野県公文書公開条例施行規則（昭和59年長野県規則第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）の規定に基づき、知事が管理する公文書の公開について、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（請求書）

第2条 条例第6条第1項に規定する請求書は、公文書公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（条例第11条第1項の実施機関が定める事項）

第3条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、公開を実施する日、時間及び場所とする。

（条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項）

第4条 条例第14条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 公開請求の年月日
- （2） 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- （3） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 公開請求の年月日
- （2） 条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- （3） 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- （4） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第14条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の公開に係る意見書（様式第2号）によるものとする。

（電磁的記録の公開の方法）

第5条 条例第15条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録について、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- （1） 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
  - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
- （2） ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
  - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付
- （3） 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、知事がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
  - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
  - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
  - ウ 当該電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために知事が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
  - エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付（写し等の交付費用）

第6条 条例第17条の実施機関が定める費用は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(別表) (第6条関係)

公文書の種別		写し等	金額
1 文書又は図 画	(1) 文書又は図画 ((2)及び(3)に 該当するものを除 く。)	複写機により複写したもの	1枚につき10円(多色 刷りにあつては、20 円)
	(2) マイクロフィ ルム	用紙に印刷したもの	1枚につき10円
	(3) 写真フィルム	印画紙に印画したもの	作成に要する費用に 相当する額
2 電磁的記録	(1) 録音テープ又 は録音ディスク	録音カセットテープに複写し たもの	1巻につき120円
		ビデオカセットテープに複写 したもの	1巻につき140円
	(3) (1)及び(2) 以外の電磁的記録	ア 用紙に出力したもの	1枚につき10円
		イ フレキシブルディスクカ ートリッジに複写したもの	1枚につき70円
	ウ 光ディスクに複写したも の	1枚につき90円	

(備考) 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

一部改正〔平成18年規則8号〕

(様式第1号)

(第2条関係)

(様式第2号)

(第4条関係)